

生活支援体制整備事業 ～地域支え合い推進員を配置します～

(きっかけ) 介護保険法の改正により、生活支援体制整備事業の実施が、全国の市町村に義務付けられました。

困ったぞよ



● 地域の課題 ～高齢者の日常的な困りごとへの支援～

各地域の実情に配慮しつつ、地域の課題について一緒に考えてまいります。

(推進員の主な役割)



- ・地域の社会資源の掘り起し(実態把握)
- ・地域の課題(ニーズ)の聴き取り調査を実施
- ・サービス提供主体間のネットワーク化

◎ 目指すべき地域の姿

高齢者が、住み慣れた地域で元気に自分らしく生活できる



(推進員の主な役割)



- ・既存の取組を有効に活用
- ・多様な生活支援サービスの充実⇒「あったらいいな」を形に
- ・地域のニーズとサービス提供主体をマッチング

第2層：各まちから協議会(地区自治会連合会)の区域ごとの課題を扱います。



- 平成30年4月に13地区全てに地域支え合い推進員(地区の担当者)を配置しました。
- 推進員の配置等は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会への業務委託をしました。
- 新たに協議体(会議)は設置しません。地域で行われている会議等に推進員が参加させていただきます。



支援

連携

第1層：市域全体の課題を扱います(市の直営)

- 第1層にも地域支え合い推進員(市の常勤職員)を配置します。
- 第1層には協議体(会議)を設置し、第2層の活動を支援します。
- 各地域の活動情報を共有したり、各地域では解決が難しい課題について、地域の垣根を越えて知恵を出し合います。



推進員

<構成員> まちから協議会連絡会、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、地域包括支援センター管理責任者会、福祉相談室連絡会議、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター連絡会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会、介護予防ボランティア、特定非営利活動法人NPOサポートちがさき、介護サービス事業者連絡協議会、第1層支え合い推進員、第2層支え合い推進員、市関係課